

条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第七号中「第四項」の下に「又は第二二十三条の一」を加え、同条第十一号及び第十一号中「第二二十一条第一項」の下に「又は第二二項」を加える。

第四十八条第二号中「第七条第三項」の下に「（第二二条の一第二二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十一条第一号中「若しくは第二項」の下に「（これららの規定を第二二条の五において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第二十五条第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十四条第一項中「外国証券会社」を「外国証券会社等」に改め、同項第四号中「第二二十四条第一項の規定」を「第二二十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定」に改める。

第五十五条第一号中「第二二条第二項」の下に「（第二二条の五において準用する場合を含む。）」を加える。

第三条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 認可等（第六条—第十条の三）」を「第一款 認可等（第六条—第十条の三）」

第一款の二 主要株主（第十条の四—第十条の

に改める。

七)「

第二条第六項中「第二条第十八項」を「第二条第二十一項」に改め、同条第七項中「第二条第十九項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第八項中「第二条第二十項」を「第二条第二十三項」に改め、同条第九項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十五項」に改め、同条第十項中「第二条第二十三項」を「第二条第二十六項」に改め、同条第十一項中「第二条第二十四項」を「第二条第二十七項」に改める。

第九条第二項第四号中「第六号」の下に「及び第八号イ」を加え、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 個人である主要株主（認可申請者が持株会社（私的独立の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和二十二年法律第五十四号) 第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号、第十一条の七及び第二十九条第一項において同じ。) の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。) のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者であつて、その法定代理人が前号イからルまでのいずれかに該当するもの

ロ 前号ロからルまでのいずれかに該当する者

八 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号亦若しくは第四十三条の規定により第六条の認可を取り消され、信託業法第十九条の規定により同法第一条第一項の免許を取り消され、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録若しくは同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消され、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許

可を取り消され若しくは不動産特定共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消され、又はこの法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品投資顧問業に関する部分に限る。）若しくは不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可等を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

口 第三号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうちに第六号イからルまでのいづれかに該当する者のある者

第九条に次の四項を加える。

3 前項第七号及び第八号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ一第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項

及び第十条の四第一項において同じ。) の百分の二十(会社の財務及び営業の方針の決定に對して重要な影響を与えることが推測される事實として内閣府令で定める事實がある場合には、百分の十五)以上 の数の議決権(保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十条の四第一項において「対象議決権」という。)を保有している者をいう。

4 第二項第七号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権(商法第二百十一条ノ一第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 次の各号に掲げる場合における第二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる

権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

6 第二項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十条の三第二項に次の一号を加える。

五 第三十四条の十一第二項の届出の内容に変更があつたとき又は当該届出に係る業務を廃止したとき。

モ。

第一編第一章第二節中第十条の三の次に次の一款を加える。

第一款の一 主要株主

(主要株主の届出)

第十条の四 投資信託委託業者の株主又は出資者は、投資信託委託業者の主要株主（第九条第三項に規定する主要株主をいう。以下この款及び第三十九条第二項において同じ。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該

投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の対象議決権保有届出書には、第九条第一項第七号及び第八号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(主要株主に対する措置命令)

第十条の五 内閣総理大臣は、投資信託委託業者の主要株主が第九条第一項第七号イ若しくはロ又は第八号イからハまでのいずれかに該当する」ととなつたときは、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該投資信託委託業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ぜることができる。

(主要株主でなくなつた旨の届出)

第十条の六 投資信託委託業者の主要株主は、当該投資信託委託業者の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

(主要株主に関する規定の準用)

第十条の七 前二条の規定は、投資信託委託業者を子会社（第九条第四項に規定する子会社をいう。第三十九条第一項において同じ。）とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

第十三条の二中「営む場合」の下に「（当該投資信託委託業者が証券仲介業者（証券取引法第二条第一項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）又は許可外国証券業者（外国証券業者に関する法律第一条第二号の一に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。）である場合を除く。）」を加える。

第十五条第一項第四号中「同条第十八項」を「同条第二十一項」に改め、同条第二項第三号イ中「証券会社（）を「証券会社等（証券会社（）に改め、「以下同じ。」）」の下に「証券仲介業者又は許可外国証券業者をいう。以下同じ。」」を加える。

第十六条の二第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

第三十四条の三第二項第二号イを次のように改める。

イ 証券会社等

第三十四条の十一第六項中「場合」の下に「又は第二項の規定により届け出た業務を営む場合」を加

え、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関連する業務で」を削り、同項の次に次の一項を加える。

2 投資信託委託業者が前条第三項の認可を受けて証券業を営む場合（当該投資信託委託業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）においては、前項ただし書の承認を受けることなく、内閣総理大臣に届け出て、前項本文に規定する業務以外の業務を営むことができる。

第三十四条の十三第一号中「証券会社の役員」を「証券会社等の役員（国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）を含む。以下同じ。）」に改める。

第三十四条の十五第一号中「証券会社」を「証券会社等」に改める。

第三十八条第五項中「第三十条第七項」を「第三十条第八項」に改める。

第三十九条第三項中「第一項」の下に「及び第一項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資信託委託業者の主要株主又は投資信託委託業者を子会社とする持株会社の主要株主に対し、第十条の四から第十条の六までの届出若しくは措置若しくは当該投資信託委託業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の営業所その他の施設に立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査（第十条の四から第十条の六までの届出若しくは措置又は当該投資信託委託業者の業務若しくは財産に関し必要な検査に限る。）をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

第四十九条の九第二項第二号イを次のように改める。

イ 証券会社等

第五十五条第二項中「第三十九条第二項及び第三項」を「第三十九条第三項及び第四項」に改める。

第一百一条第五号中「証券会社」を「証券会社等」に、「使用者若しくは子会社」を「若しくは使用者、子会社」に改め、「若しくは使用者」の下に「個人である証券仲介業者」を加える。

第一百二十九条第四項を次のように改める。

4 執行役員は、計算書類等（第一項第二号に掲げる書類及びその附屬明細書については、会計に関する

部分に限る。）について、会計監査人に提出してその監査を受けなければならない。

第一百一十三条第六項中「第三十九条第二項及び第三項」を「第三十九条第三項及び第四項」に改める。

第一百二十二条の三第一項中「第八条から第十条の二[まで]」を「第八条から第十条の七まで」に改め
る。

第一百四十四条第一号中「第三十九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第一百四十五条第一号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十条の五（第十条の七において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第一百四十六条中「前条第一号」を「前条第三号」に改める。

第一百四十八条第十八号を同条第十九号とし、同条第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同
条第十一号中「第三十四条の十一第二項」を「第三十四条の十一第三項」に改め、同号を同条第十三号と
し、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次
に次の一号を加える。

二 第十条の四（第十条の七において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を

提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

第一百四十九条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

七 第三十四条の十一第二項の規定に違反して、届出をせずに他の業務を営んだ者

第一百四十九条第五号を同条第六号とし、同条第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第十条の六（第十条の七において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百五十条第三号中「第一号」の下に「若しくは第三号」を加える。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正）

第四条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条の二」を「第二十三条の六」に改める。

第二一条第六項中「第二一条第十八項」を「第二一条第二十一項」に、「第二一条第二十項」を「第二一条第二十二項」に改め、同条第七項中「第二一条第十九項」を「第二一条第二十一項」に改め、同条第八項中「第二一条第二十二項」を「第二一条第二十五項」に改め、同条第九項中「第二一条第二十三項」を「第二一条第二十七項」に改め、同条第十項中「第二一条第二十四項」を「第二一条第二十七項」に改め、同条第十一項及び第十項」に改め、同条第十項中「第二一条第二十四項」を「第二一条第二十七項」に改め、同条第十一項及び第十項中「第二一条第十八項」を「第二一条第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十五項」に改める。

第七条第一項第四号中「」の号」の下に「及び第二十七条第二項第四号イ」を加え、同項第八号中「使用人」の下に「（第二十七条第二項第二号において「役員等」という。）」を加える。

第十七条第一項中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第二十二条第二項第二号中「利害関係人である」の下に「証券会社等（を、「以下同じ。」）」の下に「証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）又は許可外国証券業者（外国証券業者に関する法律第二条第一号の一に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。」を加え、「第三十条の二」を「第三十条の二第二項第一号」に改め、同項

第二二号中「第二二十三条の三及び第三十一条の三において」を「以下」に改め、同項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 投資顧問業者の利害関係人である信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十二号）第一条第一項の認可を受けた金融機関が當む同項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を當む金融機関が運用を行う信託財産に係る受益者の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行つこと。

第二二三条の見出しを「（業務の範囲）」に改め、同条第一項中「又は証券業（証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）」を「証券業（証券取引法第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）又は信託業務」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第二二三条の二第一号中「証券会社」を「証券会社等」に改め、「役員」の下に「（国内における代表者（外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。）を含む。）」を、「使用者」の下に「若しくは投資顧問業を兼営している個人である証券仲介業者」を加え、「第三十一条

の二」を「第三十一条の五第一号」に改め、第二章中同条を第二十二条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十三条の六 投資顧問業者は、信託業務を當む場合においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 信託業務として運用を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした助言を行うこと。

二 有価証券の発行者又は証券業務（信託業務を當む金融機関が証券取引法第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務をいう。以下同じ。）に係る顧客に関する非公開情報（当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業務にして取得した重要な情報であつて投資顧問契約を締結した顧客の取引に影響を及ぼすと認められるもの又は投資顧問業を兼営している信託業務を當む金融機関の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業務に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。第三十一条の六第一号において同じ。）に基づいて、投資顧問契約を締結した特定の顧客の

利益を図ることを目的とした助言を行うこと。

三 証券業務による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

四 有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

第二十三条の二の前の見出しを削り、同条を第二十三条の四とし、同条の前に見出として「（投資顧問業者が投資信託委託業等を當む場合の禁止行為）」を付し、第二十三条の次に次の二条を加える。

（投資顧問業者が証券業を當む場合の特例）

第二十三条の一 投資顧問業者が証券業を當む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者である場合を除く。）における第十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認め

られるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無（政令で定めるものに限る。）」とする。

2 投資顧問業者が証券業を當む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）においては、その行う投資顧問業に関する、第十八条の規定は、適用しない。

3 投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為（顧客を相手方として行う証券取引法第二条第十一項各号に掲げる行為を除く。）」とする。

4 投資顧問業者が許可外国証券業者である場合における第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為（外国証券業者に関する法律第十二条の二第一項に規定する取引所取引を除く。）」とする。

5 投資顧問業者が証券業を當む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。）においては、その行う投資顧問業に関する、第十九条の規定は、適用しない。

6 投資顧問業者が証券業を當む場合（当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場

合を除く。）における第二十条の規定の適用については、同条中「貸付け」とあるのは「貸付け（証券取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる第三者たる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものを除く。）」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該投資顧問業者の顧客に対して貸し付ける」とその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

7 投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第二十条の規定の適用については、同条中「媒介」とあるのは、「媒介（証券取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものの媒介を除く。）」とする。

8 前各項に定めるものほか、投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

（投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例）

第一二二条の二 投資顧問業者が信託業務を営む場合における第十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくとも公益又は投資者

保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無（政令で定めるものに限る。）」とする。

2 投資顧問業者が信託業務を當む場合においては、その行う投資顧問業に関する、第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

3 投資顧問業者が信託業務を當む場合における第二十条の規定の適用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客」とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介（信託業法（大正十一年法律第六十五号）第五条第一項第三号に規定するものに限る。）その他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

4 前二項に定めるもののほか、投資顧問業者が信託業務を當む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

第二十四条第二項中「法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの」を「株

式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものを含む。第二十七条第二項において「株式会社等」という。「に改める。

第二十七条に次の五項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、認可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第二十四条第一項の認可をしなければならない。

一 第三十九条第一項の規定により第二十四条第一項の認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可（当該認可に類する許可その他行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

二 役員等のうちに前号に規定する取消しの日前三十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものある株式会社等

三 個人である主要株主（認可申請者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十一年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号、第二